

平成 28 年 7 月 15 日

報道関係各位

高知県競馬組合

薬物違反関係者の処分について

平成 26 年度第 12 回高知競馬初日(平成 26 年 12 月 13 日)第 1 競走に出走した「マドヲアケレバ号」から禁止薬物(ボルデノン)が検出された件に関し、平成 28 年 7 月 15 日付で下記の関係者の処分を決定し、この旨を通知しましたのでお知らせします。

記

1 被処分者氏名及び処分内容

國 澤 輝 幸(調教師)

○戒告・賞典停止 50 日

○根拠法令:高知県競馬組合地方競馬実施規則第 72 条第 1 項第 5 号、同条第 2 項

2 処分に至った事実等

平成 26 年度第 12 回高知競馬初日第 1 競走に出走した、國澤輝幸調教師の管理馬「マドヲアケレバ号」から、理化学検査の結果、禁止薬物(ボルデノン)が検出された。

このことは高知県競馬組合地方競馬実施規則第 37 条第 1 項違反であり、同規則第 72 条第 1 項第 5 号に該当する。

【 参考 】

○高知県競馬組合地方競馬実施規則

第 37 条 出走投票に係る馬その他の競走に出走させようとする馬について、別表 1 に掲げる薬品又は薬剤を使用してはならない。

第 72 条 馬主、調教師、騎手又はきゅう務員が次の各号のいずれかに該当するときは、戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。

(5) 第 37 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反する行為に係る馬を事情を知らないで出走させ、又は出走させようとしたとき。

※「ボルデノン」は「別表 1 に掲げる薬品又は薬剤」に該当します。

○「賞典停止」とは、高知県競馬組合が交付する調教師賞、調教師管理手当などについて期間を定めて支給しない措置です。

このことに関するお問合せ先

高知県競馬組合 電話番号 088-841-5123 事務局次長 竹村